



# トランプ政権の移民政策への対応策

— E Visa と L-1 Blanket Visa の実務

米国に駐在員を派遣する企業への影響、その対応のために必要となること、  
駐在員本人が注意すべきこととは。

(4月24日開催、日外協「第113回国際人事部会」から抜粋)

講師

オグルツリー・ディーキンス法律事務所  
インディアナ州/ワシントン州 弁護士

本間 道治 氏

## リスクへの備えを

トランプ第二期政権は、1千万人以上とも言われる不法移民(未登録外国人)の取り締まりを強化。適法に入国している日本人駐在員やその家族が、不法移民の疑いで一時的に拘束されるリスクもないとは限らない。特に以下の点に注意する必要がある。

### 外国人に課せられた書類携帯義務

米国連邦法上、18歳以上の外国人は常に登録書類を携帯することが義務付けられている。日本人駐在員と帯同家族は、米国入国時に空港等で通常の入国検査を受けて発行される I-94 (滞在許可) が登録書類になる。

### 米国内での住所変更届に関する義務

米国内に30日以上滞在する(もしくは滞在予定の)外国人は、米国内での住所変更後10日以内に移民局に住所変更届を提出しなければならない。引っ越した場合も家族全員がそれぞれの住所変更届を提出する。

### 州政府発行の運転免許証の早期取得

国際運転免許証はあくまでも旅行者・一時滞在者用。米国の各州は州の住民に対し、その州の運転免許証を取得することを求めている。転居した場合は運転免許証の住所変更手続きを取らなければならない。

### 企業への不法移民の雇用に関する査察

移民・関税執行局(ICE)による企業訪問査察

の頻度が著しく増加することが予想される。不法移民を意図的に雇用していると判断されると、高額の罰金と刑事罰が科せられる。

### 連邦職員の人員削減

連邦政府が過度の人員不足になり機能不全に陥るリスクが予想される。移民局や国務省の出入の大使館や領事館でも審査の遅れなどが起こる可能性がある。

### Buy American と Hire American

米国人労働者の経済的利益を移民法上の詐欺行為などから守ることが目的。第一期トランプ政権では、H-1B ビザの要件の厳格化や、企業訪問調査の強化などが図られた。第二期トランプ政権でも同様な大統領命令や立法措置が試みられる可能性は予期しておく必要がある。

### H-1B ビザと L-1B ビザに対する締め付け

専門職向け H-1B ビザや L-1B ビザの乱用により、米国民の職が不当に外国人に奪われているのではないかとこの疑念がトランプ政権には根強くある。今後これらのビザの条件や審査の厳格化が打ち出されるリスクが考えられる。

### 米国人に対する差別の取り締まり

雇用機会均等委員会(EEOC)は、「非米国人を優先する雇用主に対し出身国による差別であり取り締まりを強化する」と発表。

1990年代初期には、日系企業の日本人優遇人事に対する雇用差別訴訟が多発したという経緯がある。